

## 令和2年度確定申告の注意点

新年早々に発出された緊急事態宣言で、皆様には不自由な思いをされていることと拝察します。心よりお見舞い申し上げます。

私事ですが、新年の茶事である「初釜」も今年は中止になりました。回し飲みによる感染を防ぐために「各服点（かくふくだて）」という点前を準備していたのですが。

ちなみに、各服点とは、濃茶碗を主客から次客、三客へと手渡しで回し、同じ茶碗の濃茶を一緒にいただくのではなく、次客以降の客に対して水屋で点てて用意したお茶を、亭主が「長盆」に乗せて「各服」で客に差し上げるという作法です。

約百年前、十三代宗匠圓能齋が考案したもので、当時大流行していたスペイン風邪の感染を懸念して回し飲みを避ける方法として、広く使われたのだそうです。また、欧米並みの衛生環境を急速に整えていた当時の我が国の風潮に、回し飲みという行為自体が適応しづらくなったという側面もあったのだといえます。

ともあれ、非接触の文化は私たちの生活の隅々にまで広がり、大切な年中行事が延期や中止になっていきます。

### ■ 期限の延長は？

事業や生活の様々なところで停滞は起こっていますが、それでも確定申告の時期は容赦なくやってきます。

昨年は申告納税期限が、一律に1カ月延長されましたが、今年申告分についての明確な延長アナウンスはされていません（1月26日執筆時点）。それでも、個別事情を勘案した申告期限の延長要請は、昨年に引き続き適用されます。

税理士や経理スタッフが感染したり、濃厚接触者であったり、あるいは緊急事態宣言の発出された地域であって申告期限までに申告できない場合には、申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載することで、申告の延長が認められます（国税庁Q&A 1月13日更新記事で確認できます）。いずれにせよ、当局からのアナウンスがあり次第、当事務所より最新の情報をお届けします。

### ■ 令和2年度の主な変更点

令和2年度確定申告では、従来と異なる点がありますので注意を要します。

まず、事業所得や不動産所得に適用される青色申告特別控除の6.5万円控除を受けるためには、電子申告が必要になります。「電子帳簿の保存」でも可能なのですが、クリアすべき要件が厳しいため、実質的に「電子申告」を行うことが必要になるのです。電子申告にアレルギーがあって紙媒体で申告されてこられた方も、青色申告控除を受けるために、今年から電子申告に切り替えられることをお勧めします。

これまでは所得の額に関係なく一律に適用されていた38万円の「基礎控除」は、所得の額に応じて控除すべき金額が変わり、所得が2,500万円を超える場合には、基礎控除はなくなります。（下図参照）

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

一見、2,400万円の以下の場合、従来より得をしているような錯覚を覚えますが、給与所得控除が一律10万円引き下げとなったので、トータルで変化はありません。給与所得控除の引き下げとともに、高額所得者に対する厳しい改正です。新しい申告書を見られて、改めて重税感を持たれる方も多いのではないのでしょうか。

## ■ 国等からの助成金で課税の対象になるもの

持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整給付金など、事業者の収入減にともなって支給された助成金は、事業所得の収入にプラスされます。酷な話のようですが、赤字の場合にはともかく、最終的な所得金額が多額にのぼる場合には、むしろ課税されない方が公正という考え方なのだと思います。

なお、フリーランスの方で業務委託契約等にもとづく収入を、給与所得や雑所得として申告している場合も、持続化給付金を受けることができます。この場合には、給与所得として申告している方は一時所得として、雑所得の場合には雑所得のプラスとして申告することになります。

## ■ 事業所得の欠損金の繰越について

青色申告者については、従来どおり欠損金の3年間繰越ができますし、前年度申告納税している場合には、前年度納税分の還付請求も可能です。

白色申告の場合で「災害等によって生じた損失」が発生した場合には、特別に3年間の損失繰越が可能です。注意すべきことは、ここで言う損失には、客足が遠のいたことによる売上減やスタッフの雇用のための損失を含めることはできないということです。食材や備品の廃棄損や感染予防用品（マスクや消毒液など）の購入費用など、コロナを直接の原因として負担せざるを得なかったコストのみを指しています。

先の見えない戦いは、金銭のみならず心の張りさえも消耗していきますが、まずは目の前のことをひとつひとつ片付けていくことで、生活の実感を取り戻していけるように思います。苦しい確定申告の時期を皆様と一緒に乗り越えていきたいと思います。

（所長 瀬戸 英晴）